
札幌市職員福利厚生会入札参加者説明書

本会が行う入札等に参加する場合は、この説明書に掲げる事項を遵守してください。

なお、遵守事項については、本会の「契約に関する規則」、「契約事務に関する規程」、「物品・役務契約等事務取扱要領」に基づくものとなっています。

1 入札の日時等

入札の日時及び場所その他必要な事項は、入札説明書に記載のとおりとなりますので、必ず確認してください。

2 入札の方法

- (1) 入札参加者は、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等をよく確認し、適正な積算を行い、その金額に基づいて入札を行ってください。
- (2) 入札参加者は、入札書（別添様式）に必要な事項を記入し、記名、押印してください。
- (3) 入札参加者は、入札書の記載事項の秘密を保持できる状態で、入札箱に投函してください。なお、送付による入札を認める場合にあっては、入札説明書に記載の提出方法を必ず確認してください。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状（別添様式）を提出してください。この委任状には、委任者及び代理人の押印が必要です。また、代理人の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印してください。
- (5) 入札書及び代理人が入札する場合の委任状の押印について、インク浸透印等（経年劣化により印影の確認が困難となるもの等。以下同じ。）は、使用しないでください。

3 入札辞退

入札を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまでいつでも入札を辞退することができます。また、入札説明書で指定された入札日時に遅れた場合は、入札を辞退したものとみなします。なお、入札を辞退する場合には、次の手続きをしてください。

ただし、入札を辞退した場合でも、辞退を理由に以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。

- (1) 入札執行前（入札時刻に遅れた場合を含む。）は、入札辞退届（別添様式）を提出してください。
 - (2) 入札執行中は、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を提出、投函してください。
-

4 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

5 入札の延期等

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を延期し、中止し又は取り消すことがあります。

6 入札書の書換え等の禁止

いったん提出、投函した入札書は、書換え、引換え及び撤回することはできません。

7 開札

- (1) 開札の立ち会いは、入札参加者又は代理人（以下「入札者等」という。）以外は認められません。
- (2) 入札者等が立ち会わない場合には、当該入札者等に代わり入札事務に関係のない本会職員を立ち合わせます。

8 無効入札

次のいずれかに該当する入札は無効となります。

- (1) 入札書に入札者等の記名押印がなされていない入札
 - (2) 金額を訂正した入札
 - (3) 同一入札において、入札者等が 2 通以上の入札をしたときはその全部の入札
 - (4) 同一入札において、入札参加者及び代理人がそれぞれ入札したときはその双方の入札
 - (5) 同一入札において、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人として入札したときはその全部の入札
 - (6) 入札書記載事項（入札金額、名称、年月日及び入札者等）の漏れ、又は誤記等により内容が確認できない入札
 - (7) 入札に関し不正の行為をした者の入札
 - (8) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正が容易な筆記具により入札書の記載がなされた入札
 - (9) インク浸透印等により押印がなされた入札
 - (10) その他本会が定める入札に関する条件に違反した入札
-

9 落札者の決定

- (1) 入札参加者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって、有効な入札をした者を落札者とします。
- (2) 消費税及び地方消費税の免税事業者である場合は、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（以下「申出書」という。）を提出してください。（申出書の提出がない場合は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるものとみなします。）

10 再度入札

- (1) 開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、送付による入札をした者がある場合等、直ちに再度入札を行うことができないときは、本会が指定する日時に再度入札を行います。
- (2) 再度入札の回数は、原則として2回までとします。

11 くじによる落札者の決定

- (1) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上いる場合は、直ちに当該入札者等にくじを引かせて、落札者を決定します。
- (2) 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札者等に代わり入札事務に関係のない本会職員にくじを引かせます。

12 契約書等の提出

- ~~(1) 落札者は、本会が交付する契約書に記名、押印し、本会が指定する期限までに提出しなければなりません。~~
- (2) 落札者が正当な理由なく、本会が指定する期限までに契約書を提出しない場合には、落札を取り消します。その場合、当該落札者は、参加停止措置等により、一定期間入札に参加できなくなることがあります。

13 調査協力義務

入札参加者は、本会が入札の内容について調査を行うときは、その調査に対して誠実に協力しなければなりません。

14 異議の申立て

入札者等は、入札後、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

この説明書において、「指名見積合せ」及び「指名見積」の場合、「入札」とあるものを「見積」に、「開札」とあるものを「開披」に読み替えるものとします。